

固定資産税・都市計画税の減免にかかる申立書

地方税法第 10 条及び民法第 441 条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税・都市計画税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第 441 条ただし書の規定により、令和 年度の固定資産税・都市計画税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

また、固定資産税・都市計画税に関する通知書、及び、納付書について、減免を受けていない他の連帯納税義務者に送付することを承諾します。

郡山市長

減免を受けた連帯納税義務者

住所_____

氏名_____

年 月 日

申立人

住 所_____

氏 名_____

連絡先_____